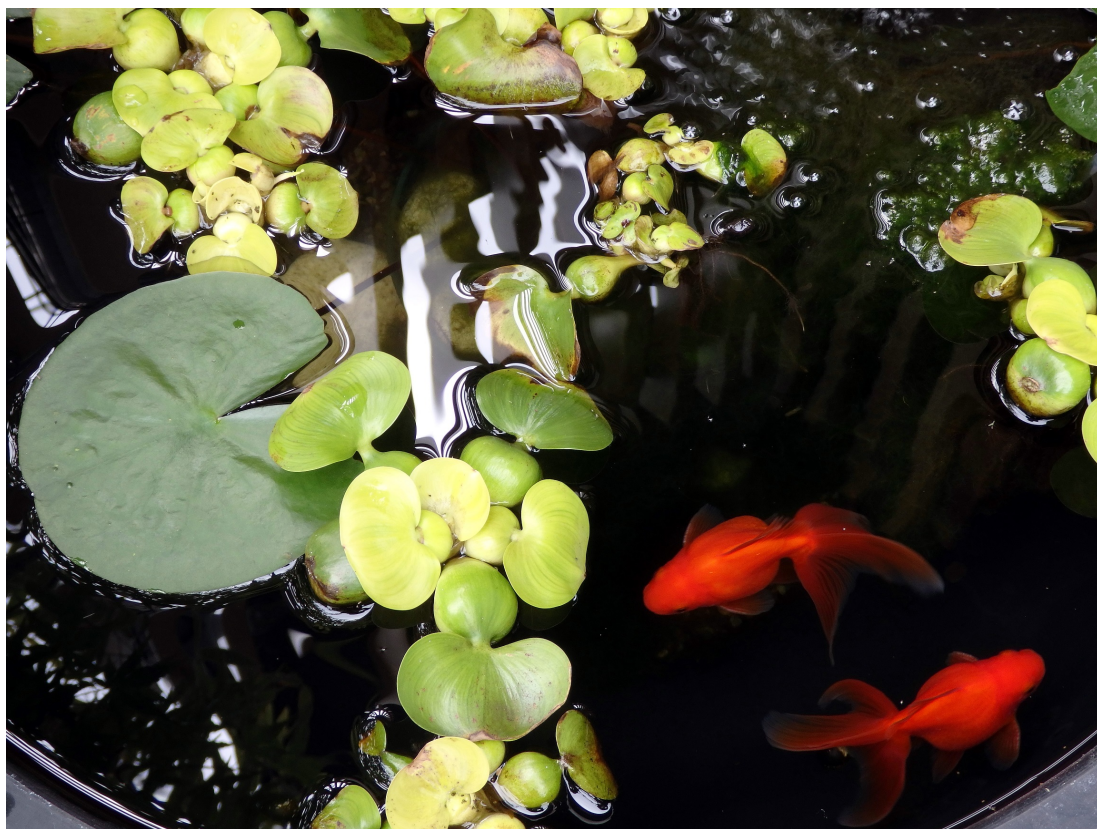




「ホテイアオイと琉金」

いつまでも安心して住み続けられる地域を

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| ・京都自治体問題研究所第41回通常総会報告 | 2 |
| ・交流の広場 | 4 |
| ・「大きな社会」を目指すイングランドの
「地方主義」改革 | 5
大田 直史 |
| ・学費の重み | 7
佐藤卓利 |
| ・2016年度ふるさと再生京都懇談会総会報告 | 9
桑原由美子 |
| ・私の本棚 | 10
宮下聖史 |
| ・カメラ探訪(32) | 11
新田能富子 |

**くらし
と
自治
京都**



(社) 京都自治体問題研究所
TEL(075)241-0781 Fax(075)708-7042
E-mail: kjitiken@red.email.ne.jp
発行人 中林 浩

(「住民と自治」 7月号付録)

京都自治体問題研究所 第41回通常総会の報告

通常総会に先立ち、根本敬氏・福島県農民連会長から「なぜ私たちは、いまだに『侮蔑』の中に生きなければならないのか」とのテーマで記念講演をおこないました。

総会は、中村知彦・常務理事の司会で開会。議長に高士健二さんを選任。会員総数の1/2以上である312人(委任状含む)が参加し、総会が成立していることを確認したあと、議事録署名人として、新田能富子さん、厨子義則さんを選任しました。

中林浩理事長が、「民主主義破壊に反対する闘いは、野党共闘として広がった。今年から18才選挙権が行使される。若い世代に期待したい。世界遺産下鴨神社にマンションや倉庫が建設され、国際的にも許されない動きの中、総会で京都からどのように民主主義をまもっていくのかを議論し固め合う場としたい。今年は40周年の年、記念すべき総会として成功させたい。」との開会挨拶をおこないました。



池田豊事務局長が第1号議案「2015年度活動報告」及び第2号議案「2016年度活動計画案」を提案。厨子義則理事が「2015年度決算案」及び「公益目的支出計画実施報告書」、「2016年度予算案」を提案。佐藤淳監事が会計監査結果を報告しました。

池田事務局長は議案提案にあたり、「サミットが終わり一気に政治が動き出した。沖縄基地問題、原発問題やパナマ文書問題

も動き出す。戦争法廃止、立憲主義の闘いでは、戦争法廃止から始まった野党5党合意は生活要求に関わる政策合意にまで発展した。全国的な動きを受け、地域から運動を構築していくことが大切だ。そのために地域の現状をしっかりと分析・研究しよう。これが自治体問題研究所に課せられた重要な課題だ。」と呼びかけました。

議案の討議では会員拡大、地域経済、学校統廃合、原発と地震、地域防災、戦争と自治体労働者、京都空き家問題研究会立ち上げとツキイチ土曜サロンの報告、市議会報告、自衛隊の動きなど9名の代議員が発言されました。

<発言者と発言要旨>※敬称略、発言順

佐藤卓利:研究員となり、研究所に貢献したい。会員が減る時期は年度末に集中している。会員の多くは研究所とのつながりは月1回の月報での消極的なつながりだ。この月報に、会員が身近なことを書くことによって、積極的なつながりに変えることが会員の拡大にもつながる。月報の充実を通して会員拡大をしよう。

土居浩之:中京民商では、「ぐるぐるネットワーク」で京都経済の再生をめざそうと取り組んでいる。自分たちのネットワークだけでは限界がある。運動を広げるためにこの総会に初めて参加した。

本田久美子:京都市長選挙で大変お世話になりました。「京の町こわし」が大きな争点になった。教育センターと自治体問題研究所の共催で「学校統廃合」問題のシンポジウムをおこなった。「学校統廃合」は京北や亀岡地域では、いまま進んでいる。市内小規模校22校は今後統廃合の可能性がある。その地域で子育てができる町づくり問題を考えることが研究所の大きな仕事と思う。町こわしを進める京都市の動きに対し、地域住民が活用できる施設づくり、住み続けられる地域づくり、子どもが成長できる地域づくりめざしてがんばりたい。

市川章人：「死ぬまでチョークを離さない」
（笑い）との思いで、今も非常勤で教えている。教科書には原発事故は載らないが、本来、自分たちがどういう社会を選ぶのか、つくるのか、そのために「学ぶ」のであるから、「原発事故」問題も知ってほしいとの思いで教えている。この間、「避難計画の検証」、「新規性基準の検証」の2冊のブックレットを出版したが、大津地裁の再稼働差し止め決定でも明らかなおと、方向性は間違っていなかった。さらに、熊本・大分大地震により、「新規性基準」や「避難計画」が実態にあっていないことが明らかになった。震度7の地震が2回も続けて起こるなど、想定外が度々起こった。日本の地震に耐えられる原発はあり得ないことが明らかになった。

藤田洋：自分の町をチェックしている。東山は、谷を埋め立て、川を暗渠にしてつくった地域なので危険な箇所が多い。雨が68ミリも降れば被害が出る。日吉ヶ丘高校が避難場所だが、周辺はレッドゾーンであり、京都市の避難計画はいい加減だ。そんな地域にゲストハウスや高級ホテルなど建築ラッシュだ。このままいけば、地域住民の暮らしが成り立たなくなる。しっかりチェックし、声を上げていきたい。

川俣勝義：自治体労働者は二度と赤紙を配らない、憲法を守る運動の先頭に立たなければいけないとの思いで、ブックレット「戦争と自治体」を出した。当時の記録がほとんど軍の命令で焼却された中、京丹後市内に資料が残っており、自治体とその労働者が国民を戦争に動員する役割を果たしたことが調べる中で分かった。個々人がどういう特技を持っているかまで、事細かに調べて軍へ提供している。戦争になれば自治体労働者がこんなことまでやられることがよく分かった。このブックレットはとても好評で、現在、増刷中だ。是非読んでほしい。

土居靖範：「京都空き家問題研究会」を自主研究会として3月に立ち上げたので皆さんも参加いただきたい。毎月研究会を開催しており、6月14日は、「京都市における空き

家の実態・課題・対策」について、京都女子大学准教授の井上えり子さんから報告いただく。研究会ができたきっかけは、本年2月20日に「ツキイチ土曜サロン」で「空き家」をテーマに取り上げ議論した結果、研究会を立ち上げようということになった。

「ツキイチ土曜サロン」は毎月第3土曜日の午後2時から4時に開催している。いろいろ集会などが重なっても、必ず実施する。「新書」を基本に、読みやすいものを題材にして2時間ほど議論し、実り豊かなサロンとなっている。会費制のオプションもある。研究所活性化にむけ、皆さんも是非ご参加を。

井坂博文：京都高速道路検証専門委員会の答申を受け、京都市は市内高速道路建設を断念した。大きな成果だ。しかし堀川通りとJR交差部分がボトルネックとなっているため、バイパスかトンネルによる拡幅工事が必要と言っている。結局、ゼネコンを儲けさせるだけだ。

焼却灰溶融施設プラント設備工事問題は、住友重工の工事がうまくいかず、契約解除となった。京都市は被害者の顔をしているが共犯者だ。市長は、「住友重工の施設はダメだったが、溶融施設そのものは必要な施設」との立場に固執している。市長はこれまでの経過を反省し、今後の溶融施設そのものの計画を断念すべきであり、いっさいの市民負担が生じることのないよう責任をはっきりさせる。

東山学校跡地問題は、年間6,500万円はいるが、正当な賃料か？研究所と共同しながら問題を明らかにし、市民の要求実現にがんばりたい。

魚山栄子：自衛隊が市民の日常生活に浸透している。京田辺市や木津川市では、市民のコーラスサークルに自衛隊の音楽隊と一緒にコンサートを開こうと接近。宮津高校のブラスバンド部が自衛隊との合同演奏会を実施した。綾部市や福知山市では、市長が自衛隊に入隊した若者を激励する写真を市の広報に掲載。山科刑務所の矯正展で親子が迷彩服を着て写真を撮り、宇治

「大きな社会」を目指すイングランドの「地方主義」改革

大田 直史(龍谷大学政策学部教授)

12世紀に遡って地方自治を語りうるというイングランドの今日の地方自治制度改革を検討して日本の憲法が地方自治を保障していることの意義を改めて確認することとしたい。

イングランドでは、時の政権が地方自治を政策実現のなかでどう位置づけるかによって、それに関する政策も大きく変動してきた。2010年の保守・自民連立政権成立以後、今日の保守党政権が自治体に対してとっているのは「地方主義(Localism)」を標榜する分権政策である。

それまでの労働党政権は(1997～2010年)、サッチャー保守党政権時代に始まった市場原理導入による自治体サービスの縮小・効率化(NPM)路線を基本的には継承して、自治体の「近代化」を標榜して、行政サービスの税負担に対する対価性(best value)の達成を義務づけ、監査委員による総合業績評価(2009年から総合地域評価)の結果によって、成績の悪い自治体に対しては権力的に中央政府が介入する一方、優秀な成績をおさめた自治体には権限付与等の優遇措置を講じる施策を実施してきた。自治体、関係政府機関、NPO、民間企業等が参加する地方組織(LSP)を設置し、地域課題の解決について地域と合意した目標を定めて達成する公私協働事業を補助金交付で実施する地域協定(LAA)を結ぶなどの

方法で行った。しかし、労働党政権は、自治体の財源問題にほとんど手をつけなかったこともあり、自治体を総合的な統治主体として復元させたのではなく、

「地域コミュニティのニーズと利益を表現する制度としての地方政府の伝統的価値を明示的に再確認した」に止まった。

これに対して、保守・自民党連立政権は、「大きな国家」ではなく「大きな社会」を目指して「分権と民主的関与を促進し、地方自治体(council)、コミュニティおよび隣人や個人に新たな権限を付与することで、トップダウンの時代を終結させる」とし、その自治体政策が「地方主義」改革である。

まず、労働党政権時代に自治体改革を推進する重要な装置であった監査委員による自治体サービス評価の仕組みを廃止した。廃止の理由は、評価には多額の費用を要するが、中央政府の定める業績指標によって立てられる目標の達成状況を評価するもので、サービス受給者である住民の目線での評価ではないことなどであった。政権は、2014年に新法を制定して、評価を自治体毎に監査法人を選定して評価を実施できる体制を整えた。

2011年制定ほかの地方主義法に、ほかの「地方主義」施策が定められている。地方主義法は、地方自治体に「一般的な権限」を付与し、地方自治体は「個人が一般的に行いうるすべてのこと」を行え

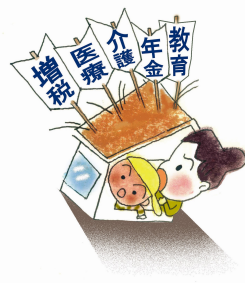
ると定めた。憲法上保障された自治権がないイングランドで、地方自治体が新たな施策を遂行するには法律の授權を要したが、この権限により、逐一その必要がなくなった限りで自治体の権限を拡大する分権的改革といえる。しかし、他の法律による自治権の制限に対してはこの権限をもってしても対抗できない。

地方主義法は、このほか地域コミュニティの次のような権利を定めることで、コミュニティや地域の人々への「分権」を定めた。コミュニティが公共サービスの提供を自治体自身による提供と争う権利であり、コミュニティ組織が、特定の公共サービス実施のための入札を行う権利を定めた。有権者の5%の直接請求によってあらゆる地域の問題に関して住民投票を実施できる権利を定めた。法定限度を超えた自治体による地方税課税をレファレンダムを実施して行えることとした。住民組織等が提案し、住民投票で支持された土地の利用に対して自治体が許可を与えなければならない仕組みを作った。さらにパブや図書館など地域にとって価値ある資産の候補として自治体が指定した場合、その資産の所有者による売却等をコミュニティ集団が停止させることができるなどである。これらのコミュニティや地域の人々に付与された権利が行使されて実績をあげている例はわずかのようである。

地方主義法による「分権」は、地方自治体の権限を強化した部分もあるが、地域の統治主体として地方自治体を明確に位置づけているとはいいがたく、権限の

移譲先は地方自治体を飛び越えて、住民や地域コミュニティとされている。労働党政権下「公私協働」の当事者とされていたコミュニティが、「市場形成者」に位置づけを変えて使われ、公共サービスを競争にさらす「隠れた市場主義」が「大きな社会」構想のもとでの「地方主義」の本質とする指摘もある。

以上、イングランドでは時の政権による地方自治体に対する施策の振れ幅が大きく、特に現在の「地方主義」改革の実態は、その名称から想起される内容とは大きく異なった「分権」である。振れ幅の大きい自治体施策の背景には、彼国には成文の憲法典が存在せず、地方自治体の組織および運営に関する事項はすべて議会が制定する法律の定めるところに委ねられていることがある。サッチャー保守党政権時代に日本でいえば東京都に相当するグレイター・ロンドン・カウンシルが廃止されたことも、憲法による明示的な自治権の保障がないことで可能だった面があろう。日本の「分権改革」にも問題はあがあるが、イングランドと比較すれば、憲法があって、地方自治にかかる法律が制定されても、それは「地方自治の本旨」に基づかなければならないという地方自治の保障があることの意義は決定的に重要であるといえよう。



学 費 の 重 み

佐藤 卓利（立命館大学経済学部教授）

18歳の可能性

受験生の子を持つ大学教員の親の気持ちは、複雑である。いやむしろ葛藤があるといった方が良いかもしれない。志望校の選択と入試、合格発表を経て入学手続きまでの間、あらためて学費の負担と託された教育の責任を考えざるをえなかった。

将来の職業について明確なイメージを持っている18歳は、日本では少数であろう。いわゆる理系・文系の進学区分も、高校までの数学の得意・不得意が大きな判断基準であるらしい。わが身を振り返って、18歳の時、将来どんな職業に就くのか深く考えることはなかった。両親は共働きの労働者であったので、自分も労働者になることは予想できたが、どんな会社に入って、どんな仕事をするのかなど、考えたくはなかった。大学進学は、つかの間の自由な時間の獲得と、新しい世界への入り口であった。

その時から40年余が経っていえるのは、どんな職業に就くかは、偶然である。大学で多くの人々に出会い、いろいろな出来事に遭遇して、考え、悩んだ結果として大学教員という職に就くことになった。ただし、そこに至る過程には、意志の持続があったけれども。思えば大学の4年間は、何物にも代えがたい貴重な時間であった。希望するすべての若者に、多くの可能性を秘めるその時間が与

えられることを切に願う。

大きな学費負担は可能性の格差を生む

しかし、この時間は無償ではない。4年間の学費と生活費が確保できて、はじめて享受できる時間である。その学費と生活費を誰が負担するかといえば、日本では大方の場合、親である。さらにアルバイトや奨学金がなくては、学業の継続が難しい。18歳の可能性は、経済的条件によって左右されるという、厳しい現実がある。

日本学生支援機構が行った「平成24年度学生生活調査結果」によれば、国立大学に自宅から通学する学生の学費（授業料＋通学費＋その他）は732,200円（平均値、以下同じ）、食費等の生活費は435,800円、合計1,168,000円、これに対し親元を離れて暮らす私立大学生の学費は1,336,600円、生活費は1,074,400円、合計2,411,000円である。両者には、学費で604,400円、生活費で638,600円、合計で1,074,400円の差がある。

学費を負担する親としては、できればわが子に自宅から通える国公立大学に入学してほしいと願うであろう。しかし国公立大学の数は少ない。また私立大学も含めてその立地は首都圏や関西圏などの都市部に集中している。家庭の所得や居住地により、18歳の可能性は大きく制約される。

高等教育を受ける権利は人権である

日本の政府は、大学等の高等教育を受けることは、個人や家庭の消費あるいは投資であると考えているようだ。それは、より良い教育を受けるためにより多くの費用を個人や家庭が負担するのは当然であるという「受益者負担」の考えである。この考えは、教育の利益は個人に還元されるという発想に連なる。ここからは、教育の成果は広く社会全体のために用いられるべき、という考えはなかなか出てこない。せいぜい「受益者負担」論を補完するのは、「公的資金によって教育される若者は一部のエリートでよい」という発想である。しかし先進国では、高等教育はエリート育成のためではなく、希望するすべての人に保証されるべきであるとの考えが定着している。

先進国の集まりであるOECD加盟国31か国の中で、日本の高等教育費に占める公財政の負担割合は35.1%で26位、対国内総生産（GDP）比は0.5%で31位（OECD平均は1.1%）、大学進学率は、50.7%で22位である。また日本はOECD加盟国の中で給付型奨学金制度をもたない唯一の国でもある。このように日本では高等教育への公的財政支出が少なく、したがって家計負担が重いのは、政府が「高等教育を受ける権利を本質的には人権として認めず、受益者側の責任を第一義的とする受益者負担の考え方に依ったことが大きく影響している」と、野瀬正治「高等教育の漸進的無償化条項の保留撤回の意義と新たな規範」（『社会学部紀要』関西学院大学、117号、2013年10

月）は、指摘している。

日本政府は、国際人権規約A規約のなかの高等教育の漸次的無償化条項を保留してきたが、2012年になって、やっとこの保留を撤回した。この時点まで、同条約を保留していたのは規約加盟国160か国中、日本とルワンダの2か国のみであった。しかし、その後も政府の漸次的無償化への取り組みは弱い。

親としての願い・大学教員としての思い

親が子どもの大学進学に際して、自身への経済的見返りを期待することはまれであろう。多くの親は、子どもが大学での学びによって自らの人生を切り開いてくれることを願い、多額の学費を負担するに違いない。多分、子どもは親のそうした期待を感じつつ、自身の進路を歩み始めるのであろう。親としては、というよりも親の世代としては、子どもの世代に大学での学びの成果は、「ぜひ世の中にお返ししてほしい」と言いたい。

学生を前にして、大学教員としては「親の気持ちが分かるならば、もう少し勉強してほしい」と思うことが多々ある。しかし自身を顧みて思う。「勉強しない学生は良くないが、勉強しない教師はもっと良くない」。大学教員は、研究者であるとともに教育現場の現業労働者でもある。言い換えれば教育サービス労働者である。そのサービスの程度は、日々向き合う学生の勉学意欲に大きく左右される。大学教員の質と能力の向上には、本人の努力はいうまでもなく、それに加えて勉学意欲のある学生たちとの緊張関係も大きく作用する。

2016年度ふるさと再生京都懇談会総会報告

ふるさと再生京都懇談会2016年総会が5月21日(土)13時30分からラポール京都6階北会議室で開催されました。

総会に当たって「地域から求められる学校と学力」をテーマに島貫学氏(京都大学聴講生)を講師に学習会が行われました。

3年前に教員を退職された島貫学さんは自分の出身地である山形県「置賜地域」のまちづくりについて研究し、町づくり運動の主体形成と学校教育について深めておられます。

「置賜地域」のなかの川西町と高島町という人口規模の似通った二つの町の歴史を比較しまちづくりの担い手の問題を明らかにされました。

60年代の基本法農政の中で、機械化、化学化、規模の拡大が推進される中で、川西町ではコメの増産技術の開発が精力的に取り組まれ、全国からも注目されていました。高島町のリーダーであった星寛治氏はこうした取り組みの列に参加し増収の技術研究に取り組んでいましたが、70年代に入ると基本法農業路線から離れて独自の道を歩み始めます。

73年に「高島町有機農業研究会」をたちあげ、旧村単位での有機農業の実践に取り組めます。80年代には地域に根を張る運動を進め有機米のブランド化を図ります。90年代になると都市と農村の交流を進め、学習集団「たかはた共生塾」を組織

し、大学ゼミのフィールドワークや修学旅行などを積極的に受け入れます。そして、97年、「高島有機農業推進協議会」という農業団体、JAなど1,000戸をカバーする組織を作ると、2000年代には行政に働きかけ、「たかはた食と農のまちづくり条例」を作り上げ、今や全国から注目されるまちづくりが進んでいます。

高島町の何が転換を可能にしたか・・・それは①広い視野を持った地域リーダーの存在、②仲間の存在(青年団活動)、③自治意識…1969年「高島町自治研修会」だったことでした。

総会では2016年度活動方針案が提案され、再生エネルギー問題、特にメガソーラの問題や、学校統廃合、有害鳥獣の取り組みなどが報告されました。

最後に、ふるさと再生京都懇談会として、地域づくりの活動を直に見ること、発信していくこと、担い手を育てていくことを大切に活動を進めていこうということで総会は終了しました。



「この経済政策が民主主義を救うー安倍政権に勝てる対案」

(大月書店 松尾 匡 著 2016年 1,728円)

6月3日の京都新聞一面に、共同通信社実施の7.10参院選の第1回トレンド調査の結果が掲載されている。これによるとアベノミクスへの評価について、「見直すべきだ」46.5%、「完全に方向転換」11.5%であり、合わせて58%が否定的な回答をしている。さらに安倍政権下での憲法改正には53.6%が反対と答えており、賛成は30.9%にすぎない。安倍内閣の2つの柱がいずれも多数の国民から支持されていないことが明らかとなっている。あるいはこれまでも安保法制であったりTPPであったり、原発再稼働であったりと、安倍内閣の行う政策はほとんど不支持が支持を上回っている。にも関わらず、再度上記世論調査によると内閣支持率は49.4%で不支持の41.3%を上回っているし、比例投票先としては自民党が28.9%、続く民進党の10.9%を大きく引き離している。

なぜか。このカラクリを経済政策から解き明かし、野党が取るべき対案を示したのが、職場の労働組合の先輩でもある松尾匡先生が上梓された『この経済政策が民主主義を救う』である。本書の立場と内容を要約すると次のようになる。

(1) 安倍首相の最終目的は、改憲を成し遂げ、戦後民主主義に替わる新しい体制を樹立した指導者として歴史に名を残すことである。

(2) この野望実現のために、つまり改憲可能な勢力を獲得するためには、経済で成功しなければならないと考えている。実際、安倍政権の安保政策や原発政策は大して支持されていないけれど、他の政党より景気の先行きに希望が持てるから良しとされている。



(3) そこで左派・リベラル派の野党がまず掲げるべき経済政策のスローガンは「安倍さんよりもっと好況を実現します!」ということであり、不安定な職にある人たちが安心してまっとうな仕事に就ける政策を打ち出すことである。

(4) ではどうすればよいか。それはいま日銀が設定しているインフレ目標を継続しながら、日銀が金融緩和で無から作ったおカネを原資にして、福祉・医療・教育・子育て支援などへの大規模な政府支出を行うことである。このことはいまや欧米左派の標準となっており、クルーグマンやスティグリッツなどの大物論客たちもこれを支持している。

タイトルにも表現されるように、参議院選挙の結果次第では「民主主義」が葬り去られるという著者の強い危機感のもとに本書は生まれた。残念ながら私には、この中央銀行がつくった資金で政府支出を賄うという「禁じ手」の良しあしを論じる力量を有していない。しかし憲法改正を目論む安倍首相が、その手段としての経済政策を前面に打ち出すなか、本書が示すメッセージと提案は極めて明確である。

カメラ探訪32 新田 能富子 伏見港公園と三栖閘門



五月のはじめ、「ブラタモリ」で秀吉が造った伏見の町を歩くという番組がありました。一つ前の回は嵐山がテーマで、放送を見ながら「はいはい。そうそう。」と思ったり、実際に見たことが有ったのですが、それに比べて「伏見」は知らないことばかりでした。

そこで、未知のエリア「伏見」へ出かけることにしました。かつて水運の要所であった伏見の歴史をたどって、宇治川や濠川（ごうかわ）の周辺を歩いてみました。

京阪電車で「中書島」へ行き、伏見港公園へ向かいました。このプールには、子どもが小学校のころよく泳ぎに来ていましたが、内陸の地に「伏見港」という名前があることに疑問を感じていました。昭和30年代以降、人や物の運搬はもっぱら陸路で行われていたので、京都と大阪が船で行き来できていた事を知りませんでした。そういえば、朝の連続ドラマで「あさ」のお姉さんが、舟に乗って嫁入りするシーンがありました。江戸の末期は宇治川を下って舟で大阪まで行くのが普通だったのですね。

昔より、宇治川は氾濫を繰り返し、洪水の被害にあってきていましたが、桃山時代には豊臣秀吉が伏見に城下町を築き、太閤堤の建設など宇治川の治水事業

を行い、宇治川と濠川を結び河川港「伏見港」が造営されたそうです。以来江戸時代を通じて三十石船などが伏見と大坂の間を行き来し、江戸末期には、人口4万人を擁する日本最大の内陸港湾都市として栄えていました。明治維新後は、琵琶湖疏水が開通し、大津から大阪までの新たな水運のルートが開拓され、宇治川には三十石船などに代わって、なんと蒸気船（外輪船）が運航されていたとか。驚きです。

伏見港公園を抜け、宇治川の堤防に出ると「三栖閘門」が見えてきます。

大正6年（1917）、大正洪水が発生し、宇治川の治水工事が急務となります。翌大正7年、淀川改修増補工事が始まります。この工事によって宇治川と宇治川派流（濠川）との間に水位差が生じ、船の通行ができなくなってしまいます。そこで、治水施設を兼ねて、宇治川と濠川との合流点に閘門（こうもん）を設けることになりました。昭和4年（1929）3月31日、三栖閘門が完成しました。パナマ運河と同じ原理で、高低差のある川を繋いでいたのだそうです。戦前、戦後の工業の発展を水上交通が支えていたのですね。

昭和37年、国鉄や京阪電車の開通などにより船運がなくなり、天ヶ瀬ダム completionで宇治川の水位が低下したため、三栖閘門はその役割を終えました。現在は地域のランドマークとなっているそうです。平成10年（1988）伏見港開港400年を記念して十石舟が復活され、伏見南浜町から三栖閘門まで遊覧しています。

この日も、雨に濡れたアジサイが岸を彩る濠川を、観光客を乗せた十石舟が行き交っていました。



事務局通信

●第1回理事会報告

6月4日、総会終了後第1回理事会が開催され2016年度理事会日程が決まりました。

<2016年度理事会日程>

第2回8/2、第3回9/13、第4回12/13、
第5回3/14、第6回5/16

開催時間はいずれも午後7時から

●会費及び「住民と自治」購読料の納入のお願い

当研究所では、6月と12月に、会費及び「住民と自治」購読料の納入のお願いをさせて頂いております。

「会費等の納入のお願い」を同封させて頂きました。納入方、よろしくお願い致します。

年報「京都自治研究第9号」まもなく発行 (@500円)

■論考

「第6期介護保険事業計画からみえてくる介護
制度問題の考察～京都市の事例を通じて～」
(松田貴弘)

「京都における地域経済と雇用の実態と課題」
(山縣哲也)

「京都市交通まちづくり基本条例の制定を
急ごう」 (土居靖範)

「NPO法人市民共同発電をひろげる城陽の会、
その後9号基に到達再生エネ・節電所講演会も
開催」 (杉浦喜代一)

「国家戦略特区と京都府での推進の動き」
(中村知彦)

■報告

「お礼とアンケート結果の報告、今後の方向へのご
支援のお願い」 東大路渋滞対策連絡会
(松井武司・藤本文朗)

●書評

島崎謙治著「医療政策を問い直すー国民皆保険
の将来」(ちくま新書)を読む (中村曉)

ツキイチ土曜サロン

<お気軽に参加下さい>

日時: 7月16日(土)午後2時～

場所: 京都自治体問題研究所

題材: 文春新書

「中国4.0 暴走する中華帝国」

(16. 3、エドワード・ルトワット著、842円)

報告者: 鈴木 元さん

2000年以降、「平和的台頭」(中国1.0)路線を採ってきた中国は、2009年頃、「対外強硬」(中国2.0)にシフトし、2014年秋以降、「選択的攻撃」(中国3.0)に転換した。来たる「中国4.0」は? 危険な隣国の未来を世界最強の戦略家が予言する(文藝春秋)。

緊急府民講座を開催しました

「熊本・大分大地震の現場から考える～問われる国と自治体のあり方」と題し、京都大学岡田知弘教授より、なぜ「熊本地震」ではなく「熊本・大分地震」なのか、大災害を利用して憲法に緊急事態条項導入を目論む安倍政権の役割は、ショック・ドクトリンとも言える「創造的復興」の動向は、復興の真の力はどこにあるのか、等々、最新の状況と課題を話していただきました。

当日は被災支援に参加された京都市、京都府の職員の方から発言報告をいただきました。

開催日 6月13日(月) 19時～21時

場 所 ハートピア京都3Fホール

参加者 40名

新しいホームページ、メールアドレス

<http://www.kyoto-jichiken.jp/>

e-mail: kyoto@kyoto-jichiken.jp/

お気づきの点は事務局へご連絡下さい。